

( 仮称 ) 新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会  
設置要綱

( 設置 )

第 1 条 ( 仮称 ) 新武蔵野クリーンセンター施設基本構想に基づき、( 仮称 ) 新武蔵野クリーンセンター施設 ( 以下「新施設」という。 ) の在り方、その周辺の地域のまちづくり等について必要な事項を検討するため、( 仮称 ) 新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会 ( 以下「委員会」という。 ) を設置する。

( 所管事項 )

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 新施設の整備用地
- (2) 新施設の在り方
- (3) 新施設の周辺の地域のまちづくり
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、新施設について市長が必要と認める事項

( 組織 )

第 3 条 委員会は、別表に掲げる委員で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

( 委員長及び副委員長 )

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 任期 )

第 5 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成 21 年 6 月 30 日までとする。

( 会議 )

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

( 事務局 )

第 7 条 委員会の事務局は、環境生活部クリーンセンターに置く。

( その他 )

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

学識経験者 2人

武蔵野クリーンセンター運営協議会を代表する者 3人

クリーンむさしのを推進する会を代表する者 1人

武蔵野市コミュニティ研究連絡会を代表する者 1人

武蔵野市商店会連合会を代表する者 1人

公募委員 3人

武蔵野市都市企画専門委員 1人